

大阪におけるデジタル改革推進にかかる調査検討業務 仕様書

第1 概要

1. 業務名称

大阪におけるデジタル改革推進にかかる調査検討業務

2. 業務目的

大阪では、2025年の大阪・関西万博に向けて、住民の生活の質（QoL）の向上と都市機能の強化を図ることを目的とした『大阪スマートシティ戦略』を策定し、公民協働でさまざまな取り組みを進めている。

そのうち、府庁内部の業務効率化や生産性向上を図る府庁DX、市町村の業務効率化や生産性向上を図る市町村DX支援については、「大阪府のデジタル改革の実現に向けた中期計画」（以下、「中期計画」という）を令和4年3月に策定し、大阪府として現在抱えている課題の概要を明らかにしている。また、行政の効率化と住民サービスの充実の両面にわたるDXを推進し、府と市町村の方向性と、DX実現のための組織や制度を検討するため、令和4年4月には大阪DXイニシアティブを立ち上げ、課題解決に向けた方向性について、令和4年8月に中間報告を行ったところである。

本事業は、府庁DXおよび市町村DX支援の両面から、適切な体制の下、計画的にDX推進を図ることで、ひいては住民の生活の質（QoL）、利便性を向上させる大阪のデジタル改革を実現することを目標とし、中期計画やこれまで府で把握した課題を深掘りするとともに、その要因を分析し、課題を解決するために持つべき機能、適切な推進体制及び実施計画について検討することを目的としている。

目的達成のためには、大阪府にて調査した、大阪府庁および府内43市町村におけるシステムの全体像を踏まえ、庁内システムの最適化手法および最適な市町村支援のあり方を示し、かつそれぞれに相応しい機能や人材のあり方等の持続可能な改革推進体制を具体化する必要がある。

そのため、情報システムと組織のあり方の両面における広範かつ専門的な知見をもつ受託者に、本事業を委託する。

3. 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

4. 委託上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※本事業の実施にあたり必要となる経費は、受託者の負担とする。

第2 業務内容

業務目的を達成するため、受託者は次の1から4の業務を実施すること。

なお、各業務の実施にあたっては、「大阪DXイニシアティブ中間報告（8月26日開催の大阪DXイニシアティブ会議における報告資料）」を前提とすること。また、「大阪スマートシティ戦略 ver. 2.0」、「中期計画」も

参考にすること。

1. 府がこれまでに実施した調査結果の精査分析
2. 府庁 DX および市町村 DX 支援を進めるにあたっての推進手法およびスケジュールの提示
3. デジタル改革推進のための体制・あり方の提示およびアプローチ手法の調査・検討
4. 1～3をまとめた報告書および DX 推進の実施計画書の作成

1. 府がこれまでに実施した調査結果の精査分析

本府では、庁内システムの棚卸調査や、市町村に向けたアンケート調査等を行っている。本府および府内市町村が抱える課題を浮き彫りにし、原因を深堀することによって、今後の DX 推進に向けた取組みにつなげていくために、これらの調査結果を専門的知見により分析・調査を行うこと。

<提案を求める事項>

【庁内システムの分析手法等】

- ・府システムの名称、金額、契約期間等を記載したリスト（以下、「府システムリスト」という。）の内容をふまえ、府システムの評価基準を設定し、優先的に調査すべきシステムをその理由とともにいくつか提案すること。
 - ・府システムリストを参照し、府システムの課題を明らかにするための分析手法およびアウトプットイメージを提案すること。
- （提案にあたって、府システムリストをプロポーザルへの参加を希望する者のうち公募要領 5 (1) の手続を行った者に対し、本府より提供する。）

2. 府庁 DX および市町村 DX 支援を進めるにあたっての推進手法およびスケジュールの提示

1 で分析・調査した結果を踏まえ、次のとおり府庁 DX および市町村 DX 支援を進めるための手法とスケジュールを提示すること。

<府庁 DX>

本府では、各部局において、システム調達に必要な予算の獲得、仕様書の作成、調達を行っている。この結果、スマートシティ戦略部で把握しているだけで、約 240 システムが個別に構築されている（全体最適化されていない）状態である。これらのシステムを最適化するための手法およびスケジュールを以下の観点も含めて示すこと。

- ・システムの大まかな分類ごとに最適な企画・調達・開発・運用手法等を検討すること。
- ・受託者において、府システムのうち、優先的に改善すべきシステムを抽出し、当該システムの再構築の方向性を検討すること。
- ・コスト削減効果もあわせて試算すること。
- ・課題解決手法の提示にあたっては、地方自治体に固有の法的、制度的制約を踏まえること。また、実行可能性についても、検討を行うこと。

<市町村DX支援>

本府では府内市町村に向けDX支援を行っている。市町村のシステムはいわゆる3層構造となっており、DX推進にあたっては、各層の性質に応じた対応策の検討が必要である。

本府においては、府内の市町村におけるニーズを把握するべく、府内全市町村向けにアンケートを実施し、順次ヒアリングを行ったところである。この結果や他都道府県の事例を参考に、市町村において喫緊の課題であるガバメントクラウドへの移行をはじめとした府内市町村のニーズをふまえつつ、府又は事業者において貢献できる事例および手法を検討すること。また、他都道府県における先進事例（外郭団体や出資法人等、過去に都道府県が関与していた事業者も含む）を3団体程度行い、大阪府における実現可能性を考慮した上で、事例を検討すること。

<提案を求める事項>

【府庁DXについて】

- ・地方自治体における庁内DXの成功事例や失敗事例など具体的な事例について示すとともに、大阪府において最も効果的と思われる手法について理由を示したうえ提案すること。

【市町村DXについて】

- ・市町村におけるDX課題について中期計画や国の「自治体DX推進手順書」をふまえ、現時点で想定可能な市町村システムの課題及び解決手法を提示すること。提案にあたっては、ガバメントクラウドへの移行や、デジタル人材の不足という課題もふまえること。
- ・他の都道府県における市町村支援の事例を示すこと。

3. デジタル改革推進のための体制・あり方の提示およびアプローチ手法の調査・検討

1、2の調査分析を基に、それらを実現するための体制やあり方を提示すること。

本府及び府内市町村におけるデジタル改革に必要な司令塔機能（※）、デジタル人材等の課題を解決するための仕組みや体制・あり方を明らかにし、そこへ至るアプローチ手法について示すとともに、その仕組みや体制確立に必要なスケジュールを報告書としてとりまとめること。とりまとめにあたっては、以下の観点を示すこと。

（※）司令塔機能とは、システム全体の最適化を図る機能や、各専門人材を取りまとめる機能等、人的リソースにとどまらず、体制的な意味も含む。

(1) デジタル人材のあり方

行政における持続的なデジタル改革を進めていくうえでは、情報システムや開発マネジメントに関する高度で専門的な知識や経験を有する人材の確保が必須となると考えられる。デジタル改革を実効性のあるものにするための必要な人材のあり方について①、②の観点を含め、記載すること。

①外部人材の活用・獲得

- ・必要となるデジタル人材に求める経験、スキル
- ・デジタル人材の職種、種別及び人数
- ・職種別の配置と雇用形態

- ・職種やスキルに応じた適切な報酬額及び報酬体系

②内部人材の育成

外部の専門人材の確保と併せて、内部人材たる職員の人材育成は重要である。効果的な人材育成の手法や、職員が備えておくべきスキルセット等を記載すること。

(2) 最適な推進体制

デジタル改革の推進体制について、直営の場合及び事業体設立の場合を、他の都道府県等における事例も参考にしつつ、大阪府で実現可能な範囲において比較検討するとともに、府庁 DX 推進と市町村 DX 支援、それぞれの事業特性の観点から最適な推進体制をとりまとめること。また、最適な推進体制を段階的に導入することが適切な場合は、併せてスケジュールを示すこと。

とりまとめにあたっては、以下の観点を盛り込むこと。

<直営と事業体>

①直営（府の組織及び府職員により運用）の場合

課題解決のために必要な体制や、コスト及び見込まれる効果額、人材確保策、課題等を含めて、記載すること。

②事業体（府の組織以外の新しい組織）設立の場合

法人格の有無及び種別、資本政策（府出資比率、出資団体構成、資本金額等）、持続可能なビジネスモデル（本府及び市町村からの受託方法を含む）、人材確保策、コスト及び効果額、確保すべきセキュリティ水準及びセキュリティレベルの担保策、課題等を踏まえて記載すること。

<府庁 DX 推進と市町村 DX 支援>

「1. 府がこれまでに実施した調査結果の精査分析」を踏まえ、以下の観点から検討すること。

①府庁 DX 推進

システムを運用する各事業の所管部局との円滑な関係構築（維持）も考慮して、システムの最適化をはじめとした DX を実現するために最もふさわしい推進体制について提案すること。

②市町村 DX 支援

先行して導入されている他都道府県による市町村支援の取り組みを参考に、府内市町村における DX を推進するために最もふさわしい推進体制について提案すること。

<提案を求める事項>

・大阪 DX イニシアティブ会議（R4. 8. 26 開催）における中間報告を前提とし、「大阪スマートシティ戦略」、「中期計画」、府がこれまでに実施した調査（府システムリスト）等をふまえ、今後特に取り組むべき本府及び府内市町村におけるデジタル課題を抽出すること。

・上記課題に対し、提案時点における仮説を設定し、以下の事項について提案すること。

（1）人材のあり方について

（2）最適な推進体制について

（3）その他デジタル改革を進めるにあたって必要と思われる事項

なお、以下の点を考慮すること。

・デジタル改革に必要な司令塔機能

・デジタル改革が円滑に推進されるような、システムの企画・調達・開発・運用のスキーム

- ・デジタル人材の課題を解決するための仕組みや体制・あり方
- ・先行事例や国の動き等

4. 1～3をまとめた報告書およびDX推進の実施計画書の作成

1～3で行った分析・調査・検討の結果を基に、報告書を作成するとともに、今後のDXを進めるにあたって、体制、府庁DX、市町村DX支援それぞれの実施計画書を作成すること。また、中間報告書を作成すること。

＜提案を求める事項＞

- ・報告書（中間・最終）および実施計画書のアウトプットイメージを提案すること。

第3. スケジュール

次年度以降の体制やあり方の大枠を示すことができるように中間報告をしたうえで、3月末までに、次年度以降の体制やあり方を具体化するために必要な事項をとりまとめた最終報告書を提出すること。

＜提案を求める事項＞

- ・提案者の想定する調査・検討内容等をふまえたスケジュール案

第4. 成果物

本業務の成果物及び納入時期は、以下のとおりとする。

| 成果物 | 内 容 | 納入時期 |
|-------------|--------------------------------------------------------|-----------|
| アンケート等分析結果 | 検証が可能となるよう、データをMicrosoft社のExcel等のファイル形式で提供すること。 | 随時 |
| 中間報告 | 年内に最終報告に向けた方針等を示した中間報告書 (内容詳細別途協議) | 別途、協議（年内） |
| 最終報告書・実施計画書 | 中間報告の方針を踏まえ、2023年度から具体的なアクションが可能となる内容を含んだ最終報告書および実施計画書 | 2022年度末 |

第5. 留意事項

1. 著作権等に関する留意事項

受託者は、業務中使用するすべてのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。

受託者が作成したすべての納品物について、著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、本府に帰属し、本業務終了後においても本府が自由に無償で使用できるものとする（受託者は著作権者人格権を行使しないこと）。

また、今回の業務による生じるすべての成果物において、第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は本府に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 業務実施にあたっての留意事項

(1) 業務実施体制

受託者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験・知見を有するスタッフを配置すること。

想定している必要な経験・知見は以下のようなものである。

- ・国、都道府県、市町村等自治体におけるDX経験、デジタル化推進のためのコンサルティング経験
- ・地方公務員法及び地方自治法等の既存の調達制度及び雇用制度への理解
- ・新規事業体立ち上げに関する知見（資本政策、組織体制、給与形態、人事評価手法等）
- ・最新のシステム動向について知見
- ・自治体のシステムに関する仕様書及び見積書の妥当性についての知見 等

〈提案を求める事項〉

- ・プロジェクト管理者及び本事業実施の中心となるメンバー
(業務実績や参画理由を明らかにすること。)

(2) 業務計画

受託者は、業務の開始にあたっては、本業務の実施における具体的な業務工程表を提出するとともに、適宜、更新状況を提出すること。

本業務における契約締結後、速やかに着手し、業務工程表に従い完了させること。

(3) 本業務に係る本府との打合せ

本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、本府と緊密に連絡をとりながら進め、その指示及び監督を受けなければならない。

打合せの議事録は、受託者にて作成の上、メールにて速やかに本府に提出すること。

なお、受託者は、業務着手時、成果品の取りまとめ時及びその他必要に応じて、本府との打合せ及び協議を行うものとする。

(4) 再委託

業務の主要な部分や契約金額の相当部分を、他の法人等に再委託することは認められないが、専門性等から一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待されるときは、本府と協議し、承認を得ること。

(5) 秘密の保持

- ・受託者は、業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- ・本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じなければならない。
- ・本業務の遂行に伴い取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため、大阪府個人情報保護条例(平成8年3月29日条例第2号)の規定により、必要な措置を講じなければならない。

(6) その他

業務実施期間中においても、受託者が新たに企画提案し、その内容が業務目的の達成に資すると判断された場合には、本府と調整を経たうえで、追加することができる。

以上